二の四　医科点数表第二章第十部手術通則第17号に掲げる手術

医科点数表の人工関節置換術、人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）、人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）若しくは人工関節再置換術（人工股関節再置換術に限る。）、第６款（顔面・口腔・頸部）、第７款（胸部）及び第９款（腹部）に掲げる悪性腫瘍手術若しくは第８款（心・脈管（動脈及び静脈を除く。））に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔下で実施した場合又は造血幹細胞移植を実施した場合

二の五　医科点数表第二章第十部手術通則第18号に掲げる手術の施設基準等

(1)　通則

緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）、鏡視下喉頭悪性腫瘍手術、胸腔鏡下拡大胸腺摘出術、胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術、胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除又は１肺葉を超えるものに限る。）、胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除、肺葉切除又は１肺葉を超えるもの及び気管支形成を伴う肺切除に限る。）、胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術、縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術、心腫瘍摘出術（単独のもの（胸腔鏡下によるもの）に限る。）、心腔内粘液腫摘出術（単独のもの（胸腔鏡下によるもの）に限る。）、胸腔鏡下弁形成術、胸腔鏡下弁置換術、腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈に限る。）、腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）、腹腔鏡下骨盤内臓全摘術、腹腔鏡下胃切除術（単純切除術に限る。）、腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術に限る。）、腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術に限る。）、腹腔鏡下総胆管拡張症手術、腹腔鏡下肝切除術、腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術、腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術、腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術、腹腔鏡下副腎摘出術、腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）、腹腔鏡下腎盂形成手術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下腟断端挙上術、腹腔鏡下仙骨腟固定術、腹腔鏡下腟式子宮全摘術、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術の施設基準

イ　当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。

ロ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。

ハ　医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関であること。

二の六　医科点数表第二章第十部手術通則第19号に掲げる手術の施設基準

当該手術を行うにつき十分な体制が整備されていること。

二の七　医科点数表第二章第十部手術通則第20号及び歯科点数表第二章第九部手術通則第17号に規定する周術期栄養管理実施加算の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に周術期の栄養管理を行うにつき十分な経験を有する専任の常勤の管理栄養士が配置されていること。

(2)　急性期総合体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

二の八　医科点数表第二章第十部手術通則第21号に規定する再製造単回使用医療機器使用加算の施設基準

(1)　再製造単回使用医療機器の使用につき必要な実績を有していること。

(2)　再製造単回使用医療機器の使用につき必要な体制が整備されていること。

二の九　医科点数表第二章第十部手術通則第23号に規定する外科医療確保特別加算の施設基準

(1)　長時間かつ高難度な手術を行うにつき必要な実績を有していること。

(2)　長時間かつ高難度な手術を行うにつき必要な体制が整備されていること。

三　手術の所定点数に含まれる薬剤

外皮用消毒剤に係る薬剤

三の二　不整脈手術の注１に規定する対象患者

開胸式心大血管手術を受ける患者のうち、手術前に心房細動又は心房粗動と診断され、特に左心耳閉鎖術を併せて実施することが適当と認められるもの

三の二の一の二　無菌的分割製剤作成加算の施設基準

輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の二の二　輸血管理料の施設基準

(1)　輸血管理料Ⅰの施設基準

イ　当該保険医療機関内に臨床検査技師が常時一名以上配置されていること。

ロ　輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　輸血管理料Ⅱの施設基準

輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　輸血適正使用加算の施設基準

輸血製剤が適正に使用されていること。

(4)　貯血式自己血輸血管理体制加算の施設基準

貯血式自己血輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の二の二の二　コーディネート体制充実加算の施設基準

造血幹細胞移植における同種移植のコーディネートを行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の二の三　自己生体組織接着剤作成術、自己クリオプレシピテート作製術（用手法）及び同種クリオプレシピテート作製術の施設基準

(1)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている病院であること。

(2)　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師が配置されていること。

三の二の四　人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算の施設基準

当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。

三の二の四の二　内視鏡手術用支援機器加算の施設基準

(1)　当該療養を行うにつき十分な体制及び実績を有していること。

(2)　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師が配置されていること。

(3)　当該療養を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

三の二の五　胃瘻造設時嚥下機能評価加算における適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準

(1)　摂食機能に係る療養を行うにつき相当の実績を有していること。

(2)　摂食機能に係る療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の二の六　凍結保存同種組織加算の施設基準

(1)　当該療養を行うにつき十分な経験を有する医師が一名以上配置されていること。

(2)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。